

琉球大学学術リポジトリ

近世初期における琉球王国の対薩摩外交：
尚寧・尚豊政権移行期をめぐって

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-10-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 豊見山, 和行, Tomiyama, Kazuyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2206

近世初期における琉球王国の対薩摩外交 — 尚寧・尚豊政権移行期をめぐって —

豊見山 和 行

On the Ryukyu Kingdom policy toward the Satsuma in the early modern period. (1609-1620)
: Concerning of during a transition period from the ShoNei Government to the ShoHo.

TOMIYAMA Kazuyuki*

はじめに

1609（慶長14）年に島津軍勢の侵攻を被った琉球王国が、薩摩藩島津氏の従属国へと組み敷かれてゆく経緯については、戦前以来の研究がある。例えば、戦前では、政治史そのものの分析ではないが、島津氏の琉球支配初期における対明貿易の側面から琉球・薩摩関係の推移を詳細に位置づけた小葉田淳氏の古典的研究^(*)があり、戦後では、1970年代から90年代初頭にかけての梅木哲人、上原兼善、紙屋敦之、等の各氏による研究蓄積を挙げることができる^(**)。特に戦後の研究史を概括すると、江戸幕府の対明交渉（勘合復活）やいわゆる「鎖国」との関連性が重視され、たんに琉球・薩摩関係に止まらない点を明らかにするなど、多様な論点が提起された。

しかしながら、侵略された琉球王国を機軸とした近世初期の政治外交史については、なお検討の余地が残されている。当該期における政治過程を、例えば、「慶長後の琉球国は、単なる薩藩の傀儡的王国でしかなく、その統制支配のもとに従来の王国の飾りをのこした独立国に擬装せしめられ、その全権益を奪いさる統治策が講ぜられていた」^(**)とか、あるいは尚寧政権から尚豊政権への移行における佐敷王子（後の尚豊王）の位置づけを「王府傀儡化の手だて」^(**)というように、琉

球＝薩摩藩の傀儡王国化という図式による分析方法がこれまで採られてきた。しかし、筆者はそのような方法を採らない。むしろ、琉球と薩摩の権力関係を具体的な政治過程に即した分析を行うことで、島津氏に従属してゆく琉球王権の特質を浮かび上がらせるという方法を採る。そのことによって、薩摩支配に対する琉球王権の拒絶・反発・妥協・迎合・受容など、動的でかつ多様な側面へアプローチすることが可能になると考えられるからである。

さて、本稿では、島津氏の琉球支配開始期である1610年代から20年代、すなわち尚寧政権から尚豊政権の移行期に焦点を絞り、琉球・薩摩関係のあり方を対中国関係（冊封・朝貢関係）と関連させつつ再検討するものである。

第一節 尚寧政権期の対薩・対明外交

1616（元和2）年6月15日付で、島津氏へ宛てられた尚寧王の請文^(**)には、尚寧政権の直面する政治課題が集中的に表現されていた。以下、その請文を手掛かりに検討を加えよう。

覚

一王位御子孫向後於無之者、佐敷之息江相続可然存候事、

*Department of Social Sciences, College of Education, University of the Ryukyus.

一琉球国之諸置目、佐敷王子被聞、節々以渡海、日本与琉球之様子被致熟談候様ニ於被相定者、可然存候、然者三司官者如前々不相替、惣別之儀ヲ佐敷可被聞事、

一大明与琉球商船往還、純熟之調達弥可被入精事、

以上

右之条々榷承届候、聊疎意不存候、□其申付候畢、

「元和二年」六月十五日 中山王（花押）

この請文は、第1条の王位継承問題、第2条の佐敷王子朝昌による国政統括体制の問題、第3条の明との朝貢貿易問題の3つを尚寧王に受諾させたものである。第1・第2条が琉球の内政問題であり、かつその内政問題に島津氏が介入してきたものである。第3条は外交問題であり、その対明外交に島津氏が関与していたことを示している。この対島津関係、対明関係は密接に関連するものであるが、旧来の研究ではその点は明瞭ではない。

本稿では分析の便宜上、まず第3条の対明朝貢貿易問題を取り上げ、ついで第1条・第2条は王位継承問題として一括し、節を改めて論ずることにしたい。

前記の請文「覚」第3条とは、要するに琉明貿易に尽力することを琉球側が受諾したもののだが、この条項はたんに琉球の対明朝貢貿易の振興策にとどまらず、江戸幕府による勘合貿易（日明貿易）復活策と密接に結びついていた。その時期の琉球国にとって対明関係上の主要問題は、十年一貢へ改定された貢期を旧制の二年一貢に復することにあった。小葉田淳^(*)、喜舎場一隆^(**)両氏による先行研究を踏まえ、以下において勘合復活策と十年一貢問題の視角から再検討してみたい。

島津軍勢による琉球の制圧直後、1609（万暦37）年5月付で尚寧王は「倭乱」による国政混乱のため「貢期の緩」（＝朝貢の延期）を福建布政使司へ要請する咨文を作成している^(**)。咨文は明国への援軍要請ではなく、①「倭乱」の経緯、②朝貢の延期、そして③暫定政権の明国への通知、という内容であった。③について付言すると、王の「印信を將て法司馬良弼に交嘱し、王妃・王弟を撰して暫く署に看掌せしむ」とあるように、日本

へ連行されることを予期した尚寧が、王の不在期間における国政を三司官の馬良弼（名護親方良豊）へ依頼したこと、即ち名護親方・王妃・王弟による暫定政権の樹立を明国へ通知していたのである^(**)。

鹿児島へ連行された尚寧らは、島津氏から同年9月12日に「先規のこくと唐の往来」、即ち旧来通りの朝貢関係の継続を示達されたため、人選協議の結果、池城親方安頼（毛鳳儀）を派遣することになった^(**)。島津氏は日明勘合復活の前提として、攻略したばかりの琉球から明国へ使者を派遣させることで琉明関係の正常化を優先させたのである。尚寧は池城に次のような書状を託し、明国へその内容を報告させた^(**)。

（万暦37年）十月二十日に至り、続いて奉ずるに、国王は日本より未だ回らざるも、王舅毛鳳儀等を差遣し文を捧じて国に致さしむ。此れを奉ずるに称すらく、飛報の事の為にす。切に以うに、国家の乱に遭うは乃ち天運の災数なり。乱るるも貢を失うこと母きは、更に臣子の当然なり。旧年遠く藩維を離るるも、是れ苟活し偷生するに非ず。実に国家の重担に耽りて聊んずる無きなり。茲れを念いて茲に在り、日として我が君父の重誼を惶れざる無し。尚宏・良弼、爾輩、暫條の虚位を以てして貢を欠失する母く、与に作速やかに例を査し備咨し差遣して、天恩もて乱に遭うを恤憐し職貢を補わしむる事を懇乞せしめよ。孤、伏して惟うに、這の次倭奴の蠢爾するや、乃ち是れ克つを好むも高きを憚り、並びに肆毒し吞并するに非ず。前に地を割けば尽く行退き、復た鷄籠を取るは諫を聴きて罷止む。但だ未だ倭君に見えて講もて請わざれば、誠に毘連せる強梁なる薩摩州の詐冒の不測なるを恐る。来年二、三月、孤、関東に去きて杜奪せん。倘し是れ匹馬行李の帰期は、爽わざるを必ず可くんば、風に由り艦に載り万旅旅程なれば、卜するに故国に抵るは明冬に在らず、定めて後春に在らん。爾輩、競競として家国もて忽せにする莫く是れ図り、乾乾として修貢し孤を体して謀を為せ。（後略）

右書状の要点は、①鹿児島へ連行された尚寧から尚宏・名護親方に対して明国への朝貢の重要性を説き、朝貢継続を指示していること、②「倭奴」（島津軍勢）の目的は、琉球国全域の「吞并」ではなく、一部の割譲にあると考えていること、③島津氏の「詐冒」に不安を懐きながらも「倭君」（大御所ないし将軍）への謁見のため「来年」（万暦38、1610）の2・3月頃に関東へ赴くことになっていること、④王自身の帰国は2年後（万暦39、1611）の春頃と予想していること、というものである。

実際には、1610年8月16日に駿府で家康に謁見し、8月28日には江戸で秀忠に謁見、そして12月24日に鹿児島へ戻り、琉球への帰国は翌1611年10月19日であった^(*)12)。尚寧の予想より半年から7、8ヶ月程の遅れになったとは言え、ほぼ見通し通りであった。換言すれば、尚寧の処遇は「関東」へ出発する前の鹿児島抑留中に、およそ固まっていたことが窺われる。

ともあれ、当該期における島津氏の意図がもっとも明瞭に示されているのは、尚寧の帰国直後に布達された1611（万暦39、慶長18）年10月28日付の島津家久書状である^(*)13)。やや長文であるが、旧来注目を浴びることがなかったことから以下に全文（読み下し）を掲げる。

日本国薩摩州少将島津家久、琉球国中山尚老大人殿下に拝書す。恭しく聞くに、国家の興廢は天命之常にして、政教施さざるの愆、五常の不守に至るは、是れ亦、邦を喪うの基なり。按ずるに汝琉球は、開古より我州之属鎮為り。近歳以来、荒淫無道にして、信義行なわれず、貢物の古礼も我に供せず。大位、新に嗣ぎて我れ厚礼を賀するも謝せず、累約も踐まず、左右も甘えず。神人共に憤る。是をもって、兵を挙げ、^(門)罪の戦帆もて南渡し、征旗の一麾もて国破れ、君俘わる。此れ皆、汝琉の自ら禍わいを取るのみ、人の過いにあらず。茲に念うに、足下は懦弱にして純っばら善く好臣の陥いるところと為る。是れを以て鄭法司を斬り、足下を送り国に帰して民を安んぜしむ。足下、寡人の恩を忘れざるべし。堅く旧明を守り、速やかに官を大明に差わし、

船商の往来通好を許さるるを請いて方めて功を以て過を補うべし。且つ足下、関東を拜するの時、大將軍家康公、西海道九国の衆に発令して明を寇せんとするも、寡人、仁義の言説を以て之を止め、琉球の商を通じ好みを讓するを候ち、否ざれば則ち兵を進むるも未だ晩しとせずと許さるるを蒙る。此れ郭氏の備さに知る所にして、足下の棟閣する所なり。今に至るも入寇の兵、未だ動かざるは寡人の力に及ぶ。寡人、文教を以て国の内外を治め、臣僚は皆な四書経を学び、吏は各おの礼讓を守るは、亦た足下の目睹する所なり。足下、宜しく明国へ奏聞し、日本の三事に従うを懇うべし。其の一は、海隅偏島の一處を割き、以て我国舟商を通ぜしめ、彼此をして各おの无咎を得せしむこと。其の二は、歳ごとに餉船を通じ、琉球に交接して日中交易に倣うを例と為すこと。其の三は、来往の通使、互に幣書を致し意を嘉みし礼を勤めて交ごも相い美と為すに、^{いずれ}孰若ぞ。此れ三者にして我の一事に従えば則ち和好にして、兩國の万民、恵を受け、社稷保安にして長久なるべし。然らざれば、大將軍既に徳を不服に耀かし、入寇の戦船に令して沿海に蔓渡して勤除し、城邑を陥して殺生せしめば、靈明の君臣、憂なきに能わんや。是れ則ち通商の入寇との利害は判として白黒の若し。正に足下の宜しく急務すべき所なり。惟うに言を盡くし隠れ無く、後禍の致すを免ぬかるれば、是れ幸いなり。余、不宣。

慶長十六年十月二十八

在御判

右の書状は、およそ3つの部分からなる。第1は、薩摩が琉球を攻略した理由—古くから「属鎮」であった琉球の近來の無道・不信義などを揚げ、その正当化を図った部分。第二は、日明勘合斡旋を強要した部分。第三は、その具体的方法である。

特に、ここでは第二・第三に注目し、その要点を記すと、①琉球へ帰国できた恩義を強調し、速やかに日明斡旋を図ることによって失点を回復すべし、と日明の「往来通商」に尽力すべきことを強要した。②家康との謁見時に、家康は今にも九州の軍勢を明国へ差し向ける気配が見られたが、

家久の助言一琉球による通商斡旋を待ち、その結果次第で出兵する一によって出兵が目下、凍結されており、それは家久の力量によると誇示した。③それゆえに、明国へは次の三案の内一つを選択させること。すなわち、その第一は、「海隅偏島の一處」を割き日明の出会い貿易地として設置する、第二は、毎年「日中」双方の商船を琉球へ派遣して出会い貿易地とする、第三は、日明両国が相互に「通使」を派遣しあって通交する、というものであった。④もし、それらが拒否されれば、中国沿岸へ軍勢を派遣し、「城邑を陥して殺生せしむ」と威嚇した。そして、⑤「通商」と「入寇」のいずれを選択するか、尚寧から明国へ「急告」するように、と要求していたのである。以上に見るように、高圧的な恫喝外交を内容とするものであった。

第二節 「与大明福建軍門書」の再検討

前記の中山王宛て書状とほぼ同じ内容の文書が、約2年後の1613年（慶長18）に、南浦文之によって起草されていた。それが「与大明福建軍門書」（以下、「軍門書」と略称）である^(*)11)。その要点を摘記すると次の通りである。第一に、尚寧から福建軍門へ差し出す形式を採り、日明通交の仲介役を琉球が果たすことになったこと、第二に、その通交形態として、大明の辺地へ日本商船を派遣する交易形態、琉球国を日明の出会い貿易地とする形態、日明双方が「一遣使」を派遣しあう形態^(*)12)の内一つを選ぼう要求し、第三に、そのいずれも許容されない場合には、日本将軍は九州数万の大軍を明国へ「進寇」させる、というものであった。前述の尚寧宛家久書状とほぼ同じ内容・論理である。

焦点は、日明勘合の復活を希求する幕府・島津氏の要請通りに琉球国が忠実に仲介役を果たしていたかどうか、という点にある。この問題については、仲介したとみる宮田俊彦氏^(*)13)、村井章介氏^(*)14)、そして仲介説から近年では「不明」説へ変化した紙屋敦之氏^(*)15)の理解がある一方、上原兼善氏^(*)16)の否定的見解がある。ただし、上原氏は史料的根拠を示していないため、説得力を欠く否定説となっている。筆者は後述するように否定

説^(*)20)に立つものであるが、まず仲介説・不明説の再検討から始めよう。

まず村井氏は、たんに「軍門書」の内容と、その起草者南浦文之の法弟が円覚寺住持の春蘆祖陽であったことから、「このカイライ外交が文之と春蘆の連携プレイに支えられていたことは想像にかたくない。」と述べているが、その見解は推定にすぎず、明確な史料に基づく仲介説にはなっていない。

次に宮田氏は、「軍門書」が「翌慶長一九年（万曆四二）付で宝案に残つてゐる」と中国礼部宛の尚寧咨文を全文引用し、論拠としている。その上で、朝鮮へ援軍を差し向けながら、琉球救援を行わなかった明朝への「嫌味」が記されているとして、「このような字句は、琉球の明清との交通にあつて、他に全く見ることの出来ないもの」であり、「文之和尚の筆を恐らくは琉球で手を加へたもの、その骨髄は和尚の手に成つたものに相違ない。」と主張している。

しかしながら、その咨文を子細に検討して見ると分かるように、日明交渉の仲介を示す文言は全く見られず、宮田氏は咨文の趣旨を看過ないし誤読しているとしか思われぬ。すなわち、その趣旨とは、詳しくは後述するが、貢期を十年一貢に変更されたことに対して旧制の二年一貢へ復すことを要請したものである。その中で、例えば「藉令、日本の狡を絶つを以て概て琉球の順を絶たんと欲すれば、則ち何を以て属国の心を繋ぎて皇靈を暢べんや」とか、あるいは「是の故に倭は当に絶つべく、琉球は当に納るべし。」^(*)21)とあるように、「日本の狡」を警戒する余り「琉球の順」（＝朝貢）が同様に拒絶されることへの強い危惧を表明しているのであって、日明通交の斡旋どころか「倭を絶つ」ことを琉球側が切望している点を氏は看過しているのである。以上のことから、宮田氏の見解は成り立たない。

では、次に日明勘合問題について「軍門書」をキーとする紙屋氏の見解はどうであろうか。氏は当初、(A)同文書を1614年（慶長19）に国頭朝致（呉鶴齡）が明国へ持参したものと推測し、交渉の結果、明国は幕府の要求を一切拒否したという論理を立てていた^(*)22)。その後、筆者の批判^(*)23)を考慮したかのかどうかは不明だが、近年では前述

の(A)に以心崇伝の日記を引用した上で、(B)「崇伝は、…初めから琉球は福建軍門に書簡を届けなかったと記している。いずれが真相かは不明だが、徳川家康＝幕府の対明政策は失敗に終わった」(*24)と付言して、真相は不明と旧説を変更するようになっている。

しかしながら、その見解にはなお検討の余地が残されている。すなわち、仲介役を担わされた琉球側の行動様式に即した分析と当該期における琉明関係の検討が十分ではないからである。少なくとも、(I)当該期における琉明間の外交文書(「歴代宝案」、明側の記録(「明実録」など)、薩摩側史料(「薩藩旧記雑録」など)の再検討、(II)崇伝「異国日記」の評価、(III)村山等安事件に対する通報問題などの検討が必要であろう。

(I)は、端的に言えば、琉球の貢期(十年一貢)問題と日明勘合復活との関連性の再検討を指す。前述したように1610(万暦38)年、琉球側は「倭乱」による貢期の遅れと朝貢継続を要望した。それに対して万暦帝は、同年12月16日付の勅諭で次のように琉球へ示達した(*25)。すなわち、①争乱状況下でありながらも朝貢の遅滞を懸念する琉球へ「撫慰」の意を示し、②尚寧王が帰国した後も以前のように「修貢」(朝貢)して恭順することを期待しながらも、③「其れ該国と倭国との前後の事情は、爾、当に再た奏報を行わば、以て憑りて裁処すべし。」と「倭乱」後における琉球・日本間の「事情」報告を求め、その報告次第で今後の処遇を示すと回答していた。琉球の背後にある日本の動向を警戒してのことであった。

琉球がその指示にほぼ従っていたことは、1612(万暦40)年正月付の福建布政司宛の咨文に明らかである(*26)。それには、①「倭乱の事情」を明国へ急報した池城親方(毛鳳儀)らが前年5月に帰国し、さらに薩摩へ赴いて皇帝の勅諭を抑留中の尚寧に呈上したこと、②勅諭＝皇帝の權威に「倭君も亦た悉く心を傾け」、その結果「二員を増差し、二百余徒を帶領して二船に坐駕し、護送して帰国せしむ」と尚寧の帰国を報じた。皇帝權威を称揚する部分は割り引くとしても、島津氏が実際に「守護の武士には平田大久坊、肥後宮内少輔」(*27)を護送役に充てていたことは事実である。琉球・日本間の前後の「事情」報告が、名護親方

(馬良弼)らによって簡略ながらも上記のように行なわれていたのである。

ところが、明側は島津氏の「残破」(攻略)を被った琉球の「物力」(国力)回復を待って後、すなわち10年後に朝貢すべしとの処断を1612年11月に下した(*28)。朝貢品に混在していた「倭産」物が明側を刺激し、日本の指示による朝貢活動と見なされたのである(*29)。名護らは北京上京を許されず、翌13年7月に十年一貢処置が琉球に伝えられた。それだけではない。同年6月9日付の福建総鎮府から琉球へ宛てた咨文には、「兵部、回奏すらく、官を差わして貴国(琉球)に往き事情を哨探せしめ、方めて進貢の期を定めんとす、と。若し是れ命下れば、即ち官員を差わして前往し、哨探して回報せしめ、果して倭情無くば、依りて常の三年の例に照らして進貢せしむるが如し。爾等、憂慮を得る無かれ。」(*30)とあるように、琉球における「倭情」を探索するために、兵部官員の派遣計画があることを通知してきた。状況次第では旧制(二年一貢)への回復も可能としているが、琉球へ及ぼす倭(薩摩)の影響を警戒していることは明らかである。

この通達は琉球にとって重大な警告として受け止められたものと思われる。すなわち、翌14年に、十年一貢処置の撤回、旧制の二年一貢への復旧を使命として国頭(呉鶴齡)らが明国へ派遣されるが、その際、尚寧から札部へ宛てた咨文にそのことが明示されている。この尚寧咨文には、宮田氏の理解が誤読であると既述したように、倭の狡猾さと、倭を絶つための明国の処置が琉球の順を絶つ結果になることを危惧し、倭を絶ち、琉球を入れる(朝貢を許す)ことを切望するという内容であった。そして、「もし(設若)偏に偵報に憑りて実と為さば、当に辜すべからざるの国を罪するを恐る」と琉球への倭情探索において、「倭区に住む輩」(＝「亡命の徒輩」)らによる情報によって判断されることを警戒し、その情報が信用に値しないことを強調していたのである(*31)。結局、「倭情」探索使は琉球へ派遣されず計画(*32)だけで立ち消えになったと思われるが、この尚寧咨文に見られるように探索使派遣に琉球側が戦戦兢兢としていたことは間違いないと言えよう。

紙屋氏は前述のように、この時点で国頭(呉鶴

齡)らが「軍門書」を持参し、明国と日明勘合問題についての斡旋を琉球が行ったと推測(後に不明と)しているが、果たしてそのような想定が成り立つ歴史状況にあったのであろうか。もし、氏の推測が正しければ、尚寧は激しく「倭」を論難する(尚寧咨文)一方で、日本(倭)の要求が拒否された場合には、日本軍勢による中国侵攻を招くとする恫喝外交(「軍門書」)の一翼を担っていたことになる。そのような自家撞着におちいった二面外交を同時に行っていたならば、たとえ水面下の交渉であったとしても、日本への強い警戒心を懐いていた明国に問題視されたと見るのが自然な理解であろう。しかしながら、管見の限り中国側史料で「軍門書」に基づく琉球の交渉記事は見当たらない。むしろ、日本側史料であるが、それとは逆の史料が存在する。

すなわち、それが(Ⅱ)の崇伝「異国日記」である。それには「軍門書」を引用し、その文書がどのように処理されたかを次のように記している。1622(元和7)年6月12日条において、「一、同日、先年薩摩より琉球へ書ノ案ヲ遣シ、大明へ如此書ヲ遣候へと申遣候へ共、琉球より如此ノ書ヲ大明へ遣候事ハ不成由也」^(*)33)とあり、明国への「軍門書」斡旋策は、琉球から拒否されていたことを明記している。幕府外交の中枢に位置する崇伝のこの記述は、前述の尚寧による咨文発信時の歴史状況と符号する。すなわち、紙屋氏の推測とは逆に、琉球側は「軍門書」を拒絶していたと位置づけられるのである。

そのことを薩摩側史料から検討してみよう。前記の1615(元和元)年3月21日付、尚寧宛ての島津家久書状に、「次、国上以渡唐、大明与球国純熟之才覚在之由、尤肝要之至也、国上帰帆之節、早速注進所相待也」^(*)34)と、国頭(国上)の渡唐目的が、「大明と球国、純熟の才覚」とされているのである。すなわち、「軍門書」による日明勘合斡旋ではなく、琉明関係の「純熟」へ尽力することを薩摩側は重視しているのである。ここでの「純熟」とは、十年一貢を旧制に戻すことに他ならない。

しかしながら、国頭らは局面を打開することはできなかった。すなわち、同年閏6月16日付、島津義弘宛の島津家久書状に「一、從琉球去年渡唐

之船、去月琉球へ帰帆之由申候、然者從唐一切請付不申之由、町勝兵・比紀伊守より申越候間、其段山口駿州へ申渡候事」^(*)35)とあるように、交渉は「唐より一切請付不申」と失敗に帰した。この交渉を紙屋氏は、幕府の要求(「軍門書」)が一切拒否されたと解釈しているが^(*)36)、その理解には疑義がある。まず琉球側の史料には、国頭らの交渉は貢期を復旧することにあつたが、礼部の議奏によって拒絶されたとある^(*)37)。また、明側史料にも国頭らの交渉記事はなく、ほとんど門前払い同然であつた^(*)38)。

そのことを明示するのが、1615(元和元)年9月20日付、島津家久から尚寧への次の書状である^(*)39)。

芳翰披閱、珍重々々、抑旧冬從其地渡唐之船就帰帆、其趣早々示諭處、細々令得其意矣、然者先年名護持来之如勅書、十ヶ年之内者不可有許容之由、不及是非儀、異国之法制更難及謀計者乎、其国之不幸令察者也、近日以使節可申伸之間、不能詳、恐懼不宣、

すなわち、旧冬(1614年)に渡唐した国頭・喜友名(蔡堅)らの交渉結果は、以前に名護が持ち帰った勅書と同様に、「十ヶ年の内は許容あるべからず」というものであつた。十年一貢措置がまったく撤回される気配がなく、「異国(明国)の法制」の厳格さに、島津氏は琉球の「不幸」として同情しているのである。このように島津側が問題としているのは「軍門書」による日明斡旋策の失敗ではなく、琉球の十年一貢問題そのものであつた点に注意する必要がある。そのことから、前記の閏6月16日付島津家久書状における「唐より一切請付不申」という文言は、十年一貢問題の撤回要請が全く受け付けられなかったと解すべきものであつて、紙屋氏の主張する幕府の要求が明国から拒否されたという解釈は成り立たないと言えよう。

そのために、薩摩藩は旧制(二年一貢)への回復に尽力することを琉球へ要求していた。それが、冒頭で引いた1616(元和2)年6月15日付、尚寧の請文第3条「一、大明と琉球商船往還、純熟の調達、いよいよ精を入れらるべき事」につながる

のである。琉明間の「純熟」（朝貢貿易の旧制回復）要請は、前述したように国頭らの渡唐時点においてすでに薩摩側から通知されていた。それは、崇伝が記すように「軍門書」による日明斡旋を琉球が拒否した結果によるものであり、薩摩藩は次善の策として琉明関係の「純熟」へと政策を修正したものと考えられる。

「軍門書」による日明斡旋要請は、琉球にとって当初から受諾できる状況にはなかった。そのことは既述した通りであるが、「軍門書」の斡旋拒否にとどまらず、それ以外にも琉球は日明斡旋に反する外交行動をとっていた。すなわち、それが（Ⅲ）村山等安の台湾遠征情報を明国へ通報した問題である。この事件そのものについては、岩生成一氏の詳細な研究がある^(*)。それによると長崎代官の村山等安は、1615年に台湾（高砂国）への渡海朱印状を入手し、翌16年3月に子の村山秋安を司令官とする船隊13隻（2～3000人規模）を長崎から台湾へ遠征させた。ところが、暴風のために船隊は四散し、一隻だけが台湾に到達したものの島民の抵抗に遭い、台湾を日明貿易の拠点とするための遠征行為は失敗した。また、翌17年3月には配下の明石道友らの船一隻が福建へ派遣され、進物を献上して日明貿易再開の交渉を図ったが、明側は台湾遠征や中国沿岸への倭寇行為、島津氏による琉球侵攻などを詰問し、明石らの要請を拒絶した、というものである。

尚寧は、この台湾遠征の「倭情」を遠征直前の万暦44年（1616）2月18日付咨文によって、次のように明国へ急報していた^(**)。「琉球国中山王尚寧、通事蔡廔を遣わし、来たりて言わく。遡ごろ倭寇、各島にて戦船五百余隻を造り、鷄龍山を協取せんと欲するを聞く。其れ流れて中国を突き、閩海の害せらるるを恐る。故さらに、特に咨を移して奏報す。」^(***)と「倭寇」500艘による台湾および福州沿岸への侵攻情報があるとして警戒を發したのである。琉球側の報じる500艘という数字は過大であったが、福建巡撫・黄承玄は琉球の急報を受け、疑心を懐きつつも防備策の必要性を上奏するなど、「倭寇」への警戒を主張する論調が起った^(***)。その通報の有効性については、なお検討の余地があるが、少なくとも明側が「倭情」をもたらした琉球使節一行に対して、その行

為を明国への忠順を示すものとして「閩白の情由を飛報するの事例」に準じて銀兩などを賞賜していた点^(***)には留意する必要がある。「閩白の情由」の飛報とは、豊臣政権による朝鮮出兵時において、日本軍勢の動向を「倭警」「倭情」として琉球が明国へ通報していたことを指す。それは次のようなものであった。

第一報は、朝鮮出兵の前年1591年（万暦19）8月に、自発的に日本軍勢の動向を明国へ初めて通報したものである^(***)。第二報は、明国の要請を受けて、1592年9月に、閩白（秀吉）は日本の王となり、船を万隻もつくり、倭国（日本）六六州に資材・食料を準備させ、諸船に分乗して本年（1592）の初冬を目途に朝鮮国を経て大明国を侵略しようとする情報を得た、と急報したものである^(***)。第三報は、第2次朝鮮出兵時の1598年（万暦26）4月に、本年3月22日に琉球が得た情報によると、閩白は博多地方で数多くの人を集め、日本66州の船に食料を積み込み、大明に入寇しようとしている、と日本軍による朝鮮再征を通報した^(***)。そして、第四報は、1589年（万暦26）10月に、「覇を称して王となり、日本六六州を騒動し、乱を起こし、しばしば朝鮮を侵して天朝（明国）を騒擾させた」「倭奴閩白」の死去を急報するものであった^(***)。

このように、琉球は日本による朝鮮侵攻情報を「倭情」として明国へ通報していたのであるが、それと同様の論理によって前記の台湾遠征も通報していたのである。換言すると、尚寧政権は島津氏の軍事制圧下にありながらも、制圧以前と同様に日本への警戒を發する「倭情」を通報していたのである。それは明らかに「軍門書」を拒否する外交行動であった。

以上の検討の結果、「軍門書」に基づく日明斡旋行為を尚寧政権が拒否していたことは明らかになったと言えよう。そのことは、宮田・村井・紙屋各氏の日明斡旋説（不明説）が成り立たないことを示すものである。

第三節 王位継承問題

一尚寧政権から尚豊政権へ

これまで検討してきたように、尚寧政権は島津

氏そして江戸幕府の期待する日明幹旋外交を拒否していた。そのため、島津氏は面従腹背の姿勢を取る尚寧政権後をにらむ施策を採ることになる。それが、冒頭の尚寧請文第1条・2条である。

第1条の尚寧王に嗣子がない場合、王位は佐敷の息＝尚恭浦添王子朝良とする王位継承問題には、以下のような経緯があった。請文を提出する2年前の1614（慶長19）年2月19日付と推定される「答中山王書」^(*)49)において、島津義弘は継嗣問題を次のように切り出した。

今春賀詞千祥万吉如示諭、京畿干戈出于不意、無幾而東西太平上下歡抃、珍重珍重、我少将家久公遣使於貴国擇定嗣王、嗣王分定者国家長久之計也、自古嗣王不定、則国有覬覦者、若然則其憂在衽席之間矣、早使親族之有才者嗣其祿位、則佞巧之徒豈有乱国者乎、伏願擇師傅（傳）之知古今者、置之嗣王左右教以成敗示以節儉、（後略）、

尚寧王には実子がいなかった。そのため、この書状は「嗣王」＝継嗣問題の早期確定こそが琉球「国家長久之計」であり、そのため①島津氏側から「嗣王」の選定を促すための使者派遣したこと、②「早やかに親族の才有る者をして其の祿位を嗣がしめ」との文言に示されるように、速やかに王族の中から「有才者」を選定すべきこと、そして③その「嗣王」には「師傅」＝後見人を付けることを内容としている。島津氏が王位継承問題に介入してきたことは明らかだが、かと言って一方的・強圧的な指示・命令ではなく、王族の協議による嗣子（世子）擁立を督促している点に留意する必要がある。

その問題は、翌1615（元和元）年3月21日付で中山王尚寧へ宛てた島津家久書状^(*)50)によれば、

去歳十月初六日之芳墨漸頃到来、披閱多幸、抑其国政道之儀、以使節申定趣皆同懷之由、不可為国家長久之基乎（後略）、

とある。島津氏の意向（＝「使節を以、申し定むる趣」）が、文面上では尚寧政権に受容（＝「皆同懷の由」）されていたことになる。「申し定むる

趣」とは言うまでもなく尚寧の継嗣問題であり、その受諾は琉球にとって「国家長久之基」と意味づけられていたのである^(*)51)。

それに対する尚寧の反応は、同年9月3日付けの島津家久へ宛てた書状^(*)52)において、示されている。

去歳以降上方就于乱劇、御上洛之旨伝承、昼夜心遣千万令存、立願抽丹誠訖、以其憤事好早々御帰国、珍重多幸、抑去春以御兩使朕相統之儀被仰下、至幸々々、此等之御札可申達處、依為遠隔海路延引非本懷、明春早速以使華可令啓、（後略）

すなわち、両使による「朕が相統」（＝尚寧の継嗣問題）の下達に対して「至幸々々」と謝意を表しているのである。尚寧の真意を額面通り受け取るべきかは検討の余地があるが、尚寧後の王位継承問題の書状は翌年も提出されていた。すなわち、1616（元和2）年6月15日付で尚寧から島津義弘への書状^(*)53)によると、

今度就子孫苗相統之儀、家久公預御兩使并尊書令拝見、欣悦多幸、廻応尊命致其祝儀、百司万民致安堵、不可為国家長久之基乎、至幸々々、

とあり、前記の9月3日付書状とほぼ同様の論旨である。尚寧王後の「子孫苗」相統問題の確定が、琉球「百司万民」の安堵であり、まさしく琉球の「国家長久之基」と尚寧も認識していたのである。

注目すべきは、この書状と同日付けで本稿の冒頭で引いた尚寧の請文が提出されていた点にある。尚寧の跡継ぎを「佐敷の息」（＝尚恭）に決定するまでには曲折を経たと思われるが、管見の限り王位継承問題において尚寧が島津氏に強く反発していたことを示す形跡は見られない。しかしながら、右の義弘宛ての書状とは別に請文によって王位継承問題を受諾させられたことは明白であり、島津氏権力と尚寧政権に確執があったことは十分に想定されよう。そのことは、例えば、1617（元和3）の「津堅盛則一件」において、島津氏による王府裁判への介入に対して、「日本之代なり迷

惑」と尚寧王が反発していた点からも窺われる^(*)54)。

以上の諸点から、かつて交戦におよんだ尚寧政権が、容易に島津権力に服従したとは考えがたいと言えよう。そのことは、前記の「軍門書」めぐる問題で詳述した通りである。そのため、島津氏は尚寧政権を弱体化させ、かつ尚寧政権後をにらみつつ、首里王府を統御する方策を模索する。その中で着目された人物として佐敷王子がいたことは間違いない^(*)55)。そのことが、前掲の尚寧請文の第2条に表れていると言えよう。

第2条とは、佐敷王子による「琉球国の諸置目」の総覧、そして三司官に優越する地位への就任、すなわち、佐敷への主要権限の移譲を意味している。換言すると、尚寧政権から佐敷王子による親政体制への移行を尚寧に受諾させたものである。そのことは、この請文提出後の1619（元和5）年から20年頃と推定される尚寧王宛での島津家久書状^(*)56)に示されている。それには、

先年如被定置、其地王位被成相統由、千喜万悦珍重々々、抑当時為後見、中城王子国政在之由尤存候、弥中城被任異見、向後国民安泰之政道、不可有疎意者乎、

とあるように、島津家久は、先年の約諾通り尚恭への王位継承が承認されたことに対する祝意を示していること、実際に、後見人として中城王子朝昌（以前の佐敷王子）が国政に従事していたことが分かる。中城王子による親政体制が現実のものとなっていたのである。尚寧王は、1620（万暦48）年9月19日に死去するが、その1月ほど前から病床に伏し、「浦添極楽山」（＝浦添ヨウドレ、英祖王統墓）の修築を「輔臣」に命じている^(*)57)。晩年の尚寧は、病気がちであったことが分かる。そのことは、中城王子（尚豊）の政治的地位と役割をより強化する方向に向かったものと思われる。

ところが、尚寧の死去（1620年）の後、尚寧の請文は反故にされ尚恭ではなく佐敷（＝中城）自身が即位して尚豊王となった。その理由について、「尚寧王因無世子、立尚恭為太子、然尚寧王薨時、尚恭幼冲不能主社稷、故群臣相議、先奉 尚豊王為君」^(*)58)と、幼稚な尚恭では王国（社稷）を主

宰するのは困難であり、そのため群臣の協議によって尚豊の即位になったと言う。しかし、尚豊政権の誕生は、前述のように、佐敷（＝中城）王子の親政体制という現実路線の踏襲・延長であったと見るべきであろう。

尚豊政権の誕生は、たんに島津氏の強力な後押しがあったというだけでなく、琉球王家内における王位継承をめぐる確執を考慮する必要がある。尚永王・尚寧王と浦添尚家によって継承されてきた王位は、さらに尚寧の世子として浦添系の尚熙（＝1618年まで中城王子）が位置づけられていた^(*)59)。そのような状況下において、首里尚家に属する尚豊の即位は、浦添尚家から首里尚家への王位奪回を意味する、と言う池宮正治氏の近年の見解がある⁽⁶⁰⁾。尚豊政権誕生を王家の内部事情から分析した示唆に富む見解と言えよう。

ただし、さらに踏み込んで検討するためには王家内部の確執を包摂する家臣層の動向も視野に入れる必要がある。すなわち、冊封の要請時における家臣層の同意という問題がそれである。島津支配下においても、琉球国王の冊封には家臣層による同意・保証を示す「結状」が必要であった。「結状」については別稿^(*)61)で論及したので、ここでは詳述を避けるが、尚豊政権成立時においても家臣の推戴・同意という王権内部の論理が働いていたことを指摘しておきたい。

要するに、尚寧から尚豊への王位継承は、島津氏の介入が見られたものの、その介入は琉球王位を決定づけるようなものではなく、あくまでも後継王位の督促という段階にとどまるものであった。王位継承の主導権は琉球側に存したのであり、島津支配下にありながらも琉球内部の論理によって王位継承は行われていたのである。

結びにかえて

以上、検討したことを要約すると次のようになる。1616年6月15日付の尚寧請文を手がかりに、島津氏の制圧下に置かれた尚寧政権が、対明外交との関わりでいかなる対薩摩外交を展開したかを検討した。旧来、日明勘合復活の斡旋を要求する「軍門書」を琉球が仲介したとする理解が主流であったが、その理解が史料に基づいていないこと、

むしろ日明幹旋を拒否する琉球側の外交行動が見られたことを明らかにした。

そして、そのような尚寧政権後をにらむ島津氏は、王位継承問題に介入していた。尚豊の支援体制がそれであるが、琉球の王位継承は島津制圧以前の論理、すなわち琉球内部による王位推戴と对中国(冊封)関係が絡んだものであり、島津氏の介入は後継王位を左右するような決定的なものではなかった。

しかしながら、尚豊政権の成立には島津氏の後押しがあったこともまた事実であり、尚豊政権は島津支配への面従腹背を示す尚寧政権とは明らかに異なる段階の政権となる。そのことは、別稿^(*)で論じたように、尚豊政権は島津権力と妥協しつつ、中国と日本への二重朝貢(島津氏への従属度が強いという意味では従属的の二重朝貢)を両立させる体制を構築してゆくようになるのである。

〔註〕

- (1) 小葉田淳「近世初期の琉明関係—征縄役後に於ける—」(同『増補中世南島通交貿易史の研究』(臨川書店、1993年復刊、同論文の初出は1941年)。
- (2) 梅木哲人「近世における薩藩琉球支配の形成」(『史潮』112号、1973年)、上原兼善「琉球の支配」(『講座日本近世史 2 鎖国』有斐閣、1981年)、紙屋敦之「幕藩制国家の琉球支配」第2部・第2章「島津氏の琉球侵略と権力編成」(校倉書房、1990年、初出1980年)。
- (3) 喜舎場一隆「薩摩藩琉球統治確立期の政治経済的背景」(初出、1972年、後に同『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会、1993年、所収)。
- (4) 上原兼善「幕藩制国家の成立と東アジア世界—琉球国・明国・朝鮮国の動向を中心に—」(『地方史研究』197号、1985年)。
- (5) 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編四』1358号。(以下、『後編』四、と略す。)
- (6) 註(1)小葉田論文。
- (7) 喜舎場一隆「明末の琉明関係について—貢期の改定を中心として—」(『海軍史研究』第53号、1996年)。
- (8) 『歴代宝案』第1集巻18—3号(沖縄県立図

書館編『歴代宝案』訳注本第1冊、539～541頁)。以下、本稿は第1集のみの使用であるため『宝案』訳注本1、18・3号のように略する。

- (9) 註(7)喜舎場論文は、この咨文の明国到着を疑問視しているが、少なくとも万暦38(1610)年1月30日付、法司馬良弼から福建等処承宣布政使司宛ての咨文(『宝案』訳注本1、545～548頁)において、万暦37年5月付の尚寧咨文はほぼ全文引用されており、約1年遅れではあるものの、尚寧の意向が明国へ通達されていたことは間違いない。右の咨文中に「(前略)馬良弼、随いで王妃・王弟尚宏に請稟し、経に原奉の国王の前項の差遣の員役を将て咨を齎して小船に坐駕し、並びに原奉の備弁の前項の疏黄もて旧年十月内、北風方に発すれば、随いで開駕し馳報せしむるの外」とあるように「旧年十月内」=万暦37年10月中に、正議大夫・鄭俊らを派遣したことが分かる。ただし、その使節一行が無事に明国へ到着したかどうかは、喜舎場氏が指摘するようになお判然としない。
- (10) 「喜安日記」慶長14年9月12日条(『那覇市史 資料篇』第1巻2、12頁、1970年。以下、頁のみを記す)。
- (11) 万暦38(1610)年1月30日付、法司馬良弼より福建等処承宣布政使司宛ての咨文(『宝案』訳注本1、18・5号、547～548頁)。原文は以下の通り(『同』校訂本1、579～580頁)。

「(前略)至拾月二拾日續奉、國王日本未回、差遣王舅毛鳳儀等、捧文致國、奉此稱為飛報事、切以國家遭乱乃天運之災數、乱母失貢更臣子之當然、舊年遠離藩維、非是苟活偷生、實耽國家重担無聊也、念茲在茲、無日不惶我君父之重譴、尚宏良弼、爾輩母以暫條虛位而缺失貢、與作速查例備咨差遣、懇乞天恩恤憐遭乱俾補職貢事、孤伏惟、這次倭奴蠢爾、乃是好克傳高、並非肆毒吞并、前割地盡行退、復要取鷄籠聽諫罷止、但未見倭君而講請、誠恐昆連強梁薩摩州詐冒不測、來年二三月、孤去關東而杜奪、倘是匹馬行李歸期、可必于不爽、由風載艦萬旅跟程、卜抵故國不在明冬、定在後春、爾輩兢兢家國莫忽是圖、乾乾脩貢體孤為謀(後略)」。
- (12) 「喜安日記」(58頁)。紙屋敦之「薩摩の琉球侵入」(『新琉球史 近世編(上)』琉球新報社、

1989年)、参照。ただし、家康への謁見日は、8月8日説(『後編』四、721号、725号、等)、8月14日説(『新訂増補国史大系 徳川実記』第一篇、525頁、等)、8月16日説(『喜安日記』)と区々である。近年、紙屋敦之氏は「徳川家康と琉球王の対面に関する一史料」(『日本史攷究』第22号、1996年)において、毛利家伝来の文書中から「徳川家康琉球王対面の式覚」を発掘・紹介している。右の「覚」は、謁見日を8月16日とする。紙屋氏がすでに指摘しているように、その点は「喜安日記」と同じであり、さらに献上品もほぼ一致することなどから、本稿では謁見日を8月16日とした。

尚寧の帰国日を「喜安日記」は、10月20日とするが、本稿は『宝案』(訳注本第1冊、1集巻18-6号、549頁)により10月19日とした。

- (13) 『後編』四、876号。原文は以下の通り。ただし、誤植箇所は、「旧記雑録後編」巻六六(写真複製帳)によって訂正し、句点も適宜変更を加えた。

「日本国薩摩州少将島津家久、拝書于琉球國中山尚老大人殿下、恭聞國家興廢天命之常、政教不施之愆、至于五常不守、是亦喪邦之基也、按汝琉球、自開古為我州之屬鎮、近歲以來荒淫(淫)無道、信義不行、貢物古札也而不我供、大位新嗣也而我賀厚礼而不謝、累約而不踐、左右不甘、神人共憤、用是拳兵門罪戰帆南渡、征旗一麾國破君俘、此皆汝琉之自取禍耳、非人過也、茲念 足下孱弱純善為好臣所陷、是以斬鄭法司而送足下帰国安民、足下可不忘寡人之恩、堅守旧明、速差官于大明、請許船商往来通好方可以功補過、且 足下拝関東時、大將軍家康公發令西海道九國之衆寇明、寡人以仁義之言說而止之、蒙許候琉球通商議好、否則進兵未晚、此郭氏之所備知而足下之所悚聞也、至今入寇之兵未動及寡人力矣、寡人以文教治國內外、臣僚皆學四書經、吏各守礼讓亦 足下之所目睹也、足下宜奏聞明國懇從日本三事、其一、割海隅偏島一處以通我國舟商使彼此各得旡(无)咎、其二、歲通船商交接琉球倣日中交易為例、其三、孰若来往通使互致幣書嘉意勤礼相交為美、此三者從我一事則和好、兩國萬民受惠、社稷保安長久、不然 大將軍既耀德不服、使令入寇戰船蔓渡沿

海勦除陷城邑殺生、靈明之君臣能無憂乎、是則通商之與入寇利害、判若白黒、正 足下之所宜急告也、惟盡言無隱、免致後禍是幸、餘不宣、慶長十六年十月二十八 在御判。

- (14) 『南浦文集』巻之中、12号。『影印本異国日記一金地院崇伝外交文書集成一』元和7年6月12日条(東京美術、1989年、40頁)。本文と関わる部分を以下に抄出する。

「中山王尚寧、上書大明国軍門老大人閣下、(中略)、是故使我参謀於兩國、一以使日本商船許以容之 大明辺地、二以使 大明商船来我小邦、交相貿易、三以使一遣使年年通其貨之有無者、匪翹富兩國人民、大明亦無為倭寇嚴備兵衛矣、三者若無許之、令日本西海道九国数万之軍、進寇於大明、大明数十州之鄰於日本者、必有近憂矣、是皆日本 大樹將軍之意而、州君所以欲通兩國之志者也、伏冀、軍門老大人、於斯三者許一於此、我小邦大沐大明之德化、且遂日本之夙志、是亦 天朝恤遠字小之仁心也、(後略)」。

- (15) 紙屋敦之氏は、三番目の案を一貫して「琉球から毎年明に使者を派遣する(進貢貿易)」形態と解釈している(註(2)同「幕藩制国家の琉球支配」27頁・307頁、および近著、紙屋敦之『大君外交と東アジア』1997年、吉川弘文館、16頁・90頁)。しかし、その理解には疑義がある。本文で示したように、琉球宛の家久書状(註13)では日明双方による「通使」の往来を要求しており、福建軍門宛書状ではたんに「一遣使」の派遣となっているが、琉球への要求内容はほぼ同じである。そのことから、琉球の朝貢形態(旧制の二年一貢)を「毎年」=一年一貢へ変更することではなく、日明双方による「一遣使」の派遣(=相互派遣)と解すべきである。
- (16) 宮田俊彦「近世初期の琉明貿易—征縄役後、明末まで—」(『日本歴史』第340号、1976年)。
- (17) 村井章介「15~17世紀の日琉関係と五山僧」(初出、1993年。同『東アジア往還 漢詩と外交』朝日新聞社、1995年、所収。216~219頁)。
- (18) 註(15)に同。
- (19) 註(2)上原論文。
- (20) 拙稿「(書評)紙屋敦之著『幕藩制国家の琉球支配』」(『日本歴史』512号、1991年)において以心崇伝「異国日記」に基づいて、氏の見解

- に疑義を呈した。
- (21) 万暦42年9月24日付、礼部宛尚寧咨文（『歴代宝案』訳注本1、18・8号、553頁）。原文は次の通り。
「藉令、欲以絶日本之狡、而概絶琉球之順、則何以繫屬國之心、而暢皇靈哉。」「是故倭當絶、琉球當納焉」（『同』校訂本1、585頁）。
- (22) 註(2)『幕藩制国家の琉球支配』307頁。
- (23) 註(20)。
- (24) 註(15)『大君外交と東アジア』16頁。ほぼ同様な記述は、同90頁にも見られる。
- (25) 『宝案』訳注本1、1・31号、33頁。本文の原文は次の通り。
「其該國與倭國前後事情、尔、當再行奏報以憑裁處」（『同』校訂本1、30頁）。
- (26) 『宝案』訳注本1、18・6号、548～550頁。
- (27) 「喜安日記」58頁。
- (28) 『明実録』万暦40年11月乙巳条（中文出版社、1951年）。
- (29) 註(1)小葉田論文、19～20頁。
- (30) 『宝案』訳注本1、270頁。
- (31) 註(21)に同。
- (32) 小葉田氏は、探索使が琉球へ渡航したと解釈しているが、その根拠は年次欠2月19日付の町田久幸等から三司官へ宛てられた覚の「一、名護上路之儀、雖申遣候、從唐使船渡揖儀召留候、然者唐にて能存たる者別に申付、早々可被差上事」によるものである（註(1)小葉田論文、24頁）。
しかしながら、右の内容から直ちに「唐よりの使船」（探索使）が確実に琉球へ渡航したと断定するのは困難である。すなわち、同文書は、「以前から琉球へ通知しているように、唐より（探索）使船が派遣される可能性が十分にあるため、（その使節への対応のため）名護が薩摩へ上国することは召し留める。ゆえに唐の状況をよく知る別人を早々に派遣するように」と解釈することが妥当であろう。もし、探索使が派遣されていたのであれば、関連する明国、薩摩、琉球側の史料にその痕跡が残されても不自然ではないが、管見の限りではそのような史料は見当たらない。もちろん、『宝案』にもそれを見出すことはできない。以上のことから、明からの探索使は計画だけであったと考える。
- (33) 「異国日記（上）」（『影印本異国日記一金地院崇伝外交文書集成一』東京美術、1989年、40頁）。
- (34) 『後編』四、1329号。本文書の付け年号は元和2年ではなく、元和元（1615）年とする小葉田淳氏の見解に従う（註(1)、42頁）。氏は史料根拠を明示していないが、文末の「名護讓演説省略之、恐懼不宣」とあることから名護親方良豊が鹿児島に滞在してことが分かる。そのことは、「中山世譜」附卷一、6頁（『琉球史料叢書』五、井上書房、1962年）の「（万暦）四十三年乙卯。為稟報謝恩使回国事。遣法司王舅馬氏名護親方良豊。到薩州。本年回国」との記事から、名護親方は1615（万暦43、元和元）年に鹿児島に赴き、同年中に帰国していたことから明らかである。
註(7)喜舎場論文も、同文書の付け年号を元和元年とするが、小葉田氏による指摘がすでに行われていることの言及はない。
- (35) 『後編』四、1281号。
- (36) 註(2)『幕藩制国家の琉球支配』307頁。また、近年、紙屋氏は「薩摩と琉球—琉球の主体性を考える—」（『文学』季刊第9巻・第9号、岩波書店、1998年）において、「軍門書」を引用し、「翌年6月琉球に帰国した進貢使は、明がいっさい受け付けなかったと薩摩に報告してきた。そのことは島津家久から家康に伝えられた。ちなみに、以心崇伝は琉球がこのような書簡を明に遣わすはずがない」と、旧来の見解（「軍門書」を琉球が明へ届け、それが明国から拒否された）を示しつつ、一方でそれを否定する崇伝の日記を併せて指摘するという、不明瞭な見解になっている。
- (37) 「中山世譜」卷七（『琉球史料叢書』四、101頁）。万暦42年条に「王遣王舅吳鶴齡（今改姓名。日向光祖）、長史蔡堅等。奉表。進馬及方物。請復貢期。仍抒忠款之誠。神宗命禮部議。禮部議奏。宜勿聽。」とある。
- (38) 『明実録』万暦43年3月乙卯条。それには、「福建巡撫袁一驥奏、琉球遠四十年題准十年一貢之限、既以四十一年修貢、復於去冬（1614）十一月、遣貢使蔡堅等來、其所進硫磺・馬匹、已經多驗詳無弊、且云航海波濤、情甚可憫。但

臣敬遵成命、勅令帰国、又行司道量為周恤、以仰体朝廷柔遠之仁。」とあって、十年一貢措置に抵触する琉球の朝貢行為を拒絶し、国頭・喜友名（蔡堅）等は帰国させられていたことが分かる。

- (39) 『後編』四、1301号。
- (40) 岩生成一「長崎代官村山等安の台湾遠征と遣明使」（『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』第一輯、1934年）。
- (41) 註(1)小葉田論文、参照。
- (42) この時の尚寧の咨文そのものは伝存しないが、「明実録」万暦44年（1616）6月乙卯条で概要を知ることができる。なお、その際の執照は「宝案」に残されている（『宝案』校訂本1、335頁、32・20号）。
- (43) 「明実録」万暦44年6月乙卯条。註(40)岩生論文、参照。
- (44) 万暦44年6月22日付、琉球宛て福建布政司咨文（『宝案』校訂本1、271頁。7・17号）。
- (45) 「明実録」万暦19年8月甲午条。
- (46) 万暦20年9月23日付、中国宛て琉球執照（『宝案』31・31号、『那覇市史』資料篇第1巻4、歴代宝案第一集抄、202頁）。
- (47) 万暦26年4月7日付、中国宛て琉球執照（『宝案』32・5号、『那覇市史』資料篇第1巻4、22、1～2頁）。
- (48) 万暦26年10月3日付、中国宛て琉球執照（『宝案』32・6号、『那覇市史』資料篇第1巻4、223～4頁）。
- (49) 中山王尚寧宛島津惟新書状（『後編』四、1572号）。「薩藩旧記雑録」では、本書状を「元和五年カ」とする付け年号があるが、書中の「京畿干戈」＝大坂の陣のこと、あるいは1615（元和元）年9月3日付、島津家久宛尚寧書状（『後編』四、1298号）等から、1614（慶長19）年の書状と推定する。なお、日付は『影印本異国日記一金地院崇伝外交文書集成一』（131頁）による。
- (50) 『後編』四、1329号。
- (51) 筆者は、かつて「近世琉球の王権に関する一考察－薩摩藩統治下の裁判権を中心に－」（地方史研究協議会編『琉球・沖縄－その歴史と日本史像』雄山閣、1987年）の註(18)において、以

下のように指摘した。

すなわち、「紙屋前掲論文<「琉球支配と幕藩制」>は、(一)元和2（1616）年3月21日付、中山王宛の島津家久書状（『後編旧記雑録』巻72）は、琉球王国の「自立」化を促すことを問題にしていること、(二)薩藩による王国の「自立」化政策は、寛永元（1624）年の「定」で確立した、と主張している。しかしながら、前者の家久書状の解釈には疑問がある。すなわち、氏は「〈抑其国政道之儀、以使節申定趣皆同懐之由、不可為国家長久之基乎〉と、琉球が島津氏の指図に盲従することは、琉球の存立にとって好ましくないと述べている。これは琉球王国の〈自立〉を問題にしている」と、解釈している。しかしながら、家久書状は、琉球の国政は薩藩の使節によって申定め、その指図に従うことこそが琉球国家長久の基とならないことはない、と反語形式で述べているのである。すなわち、氏の解釈とは逆に、薩藩の指図から逸脱することを戒めた内容であると解すべきであろう。」とした（紙屋論文は、(註2)『幕藩制国家の琉球支配』所収）。

現在でも紙屋氏の解釈には無理があると考えられるが、筆者の右の解釈も訂正する必要がある。すなわち、家久書状は、紙屋氏の理解（薩摩藩への盲従は好ましくない＝琉球の〈自立〉化の問題）でも、筆者の字句通りの表面的解釈（＝薩摩藩の指示から逸脱する行為を戒めたもの）でもない。本文で論及したように、「国家長久之基」云々の文言は、琉球統治全般を指しているのではなく、尚寧継嗣問題において限定的に使用された表現であったということである。

- (52) 『後編』四、1298号。
- (53) 『後編』四、1529号。
- (54) 註(51)拙稿。
- (55) 註(4)上原論文。
- (56) 『後編』四、1733号。この文書の付け年号は元和7（1621）年とされているが、検討の余地がある。すなわち、その年号通り解すると、尚豊王（即位直前は中城王子）の後見人として別の中城王子が存在していた、ということになり矛盾する。佐敷王子朝昌は、1619（万暦47、元和5）年に中城王子となった（『中山世譜』巻

- 八)。そのことは、島津家老衆宛ての書状において「中城王子 朝昌」と明記されていることから疑問の余地はない（年欠「孟秋九日」付、中城王子朝昌書状『附録』二、449号）。以上から本文書は、1619年か、あるいは1620（元和6）年の4月11日文書と推定することができる。
- (57) 「中山世譜」巻七（『琉球史料叢書』四、101頁）。
- (58) 「向姓家譜（高嶺家）」家譜序の項（『那覇市史 家譜資料（三）首里系』資料篇第1巻7、364頁）。
- (59) 尚熙の「家譜」には、「万暦年間、任中城間切総地頭職。同（万暦）四十六（1618）年戊午十二月二十日、転任島添大里間切総地頭職」とある（『向姓家譜（小禄家）』四世朝長の項『那覇市史 家譜資料（三）首里系』資料篇第1巻7、217頁）。このことから、尚熙が万暦46（1618）年12月20日まで中城王子であったことは確実である。尚熙を退けて、その跡に就いたのが佐敷王子朝昌（尚豊）であった。
- (60) 池宮正治「尚寧王の世子たち」（『首里城研究』第3号、1997年）。ただし、氏の論考は、島津氏による王位介入問題（＝尚寧の請文、等）については論及していない。
- (61) 拙稿「近世琉球の王府制度に関する一考察－おかず書・結状の分析を中心に－」（『沖縄文化研究』第15号、1989年）。
- (62) 拙稿「近世琉球の外交と社会－冊封関係との関連から－」（『歴史学研究』586号、1988年）。